

使用料の変更について(市内者料金)

令和元年10月1日以降に予約した分より使用料が変更となります。

●総合体育館

区分		一般	高校生以下、65歳以上
メインアリーナ	全面・2時間	8,580	4,290
	1/2面・2時間	4,290	2,150
	1/4面・2時間	2,150	1,080
サブアリーナ	全面・2時間	3,430	1,710
	1/2面・2時間	1,720	860
第一武道場 第二武道場 弓道場	2時間	1,710	850
多目的室	2時間	850	420
卓球室	2時間	1,080	540
研修室	1時間	660	330
会議室	全面・1時間	590	290

●中央武道館

区分		一般	高校生以下、65歳以上
武道場	全面・2時間	3,430	1,710
	1/2面・2時間	1,720	860
会議室	1時間	160	

総合体育館・中央武道館個人使用料(トレーニング室含む)

区分	使用料		
	1時間	2時間	超過30分毎
一般	230	460	120
高校生以下、65歳以上、障がい者	110	220	60

●屋内水泳プール

区分		一般	高校生以下、65歳以上
25メートルプール	1コース2時間	3,620	1,810
多目的プール	全面・2時間	12,080	6,040
	1/2面・2時間	6,040	3,020
控室 和室	2時間	720	360

個人使用料

区分	期間	使用料	超過30分毎	
一般	7/1~9/15 まで	1回	600	160
		11回券	6,000	
高校生以下 65歳以上 障がい者	7/1~9/15 まで	1回	300	80
		11回券	3,000	
一般	9/16~翌6/30 まで	1回	600	100
		11回券	6,000	
高校生以下 65歳以上 障がい者	9/16~翌6/30 まで	1回	300	50
		11回券	3,000	

定期券

区分	使用料	
	1ヶ月	3ヶ月
一般	7,200	18,010
高校生以下、65歳以上、障がい者	3,600	9,000

●陸上競技場

区分		一般	高校生以下、65歳以上
全部使用	2時間	4,950	2,470
フィールド使用	2時間	4,120	2,060
本部室・審判控室 多目的室・会議室	1時間	160	80

個人使用料

区分	使用料(30分毎)
一般	130
高校生以下、65歳以上、障がい者	60

●アーチェリー場

区分	一般	高校生以下、65歳以上
9:00-11:00・11:00-13:00	3,630	1,810
13:00-15:00・15:00-17:00	4,530	2,260
17:00-19:00・19:00-21:00	5,440	2,720

個人使用料

区分	使用料	
	1時間	超過30分毎
一般	350	180
高校生以下、65歳以上、障がい者	170	90

●その他球技場(1面2時間あたり)

施設	一般	高校生以下、65歳以上
野球場	7,750	3,870
軟式野球場	2,470	1,230
テニスコート	720	360
スポーツコート	1,650	830
ソフトボール場	2,470	1,230
総合公園球技場	3,300	1,650
明海少年サッカー場	-	1,650
明海フットサル場	1,650	820

●キッズスポーツルーム

区分	使用料(1時間)
~6歳(未就学児)	230

●スケートボード

区分	使用料(4時間)
一般	220
高校生以下、65歳以上、障がい者	110

●パークゴルフ場

区分	使用料		
	1回	半日	1日
一般	490	990	1,480
高校生以下、65歳以上、障がい者	240	490	740

●市営東野プール

区分	使用料
	2時間
大人(一般)	390
小人(中学生以下)	130

●設備使用料

区分	設備名	使用料
弓道場	2時間	床暖房 820
陸上競技場	全面・30分	990
	1/2面・30分	500
野球場	全面・30分	4,650
	1/3面・30分	1,550
軟式野球場	1面・30分	4,950
テニスコート	1面・30分	330
スポーツコート	全面・30分	330
	1/2面・30分	170
総合公園球技場	1面・30分	820
明海少年サッカー場	全面・30分	490
	1/2面・30分	250
明海フットサル場	1面・30分	240

詳細は下記にお問い合わせください。

市民スポーツ課	047-712-6818
総合体育館	047-355-1110
屋内水泳プール	047-304-0030
中央武道館	047-380-2100
陸上競技場	047-350-9830
東野プール	047-352-6891

※市外者料金は、上記の5割増しとなります。また、使用料には、消費税相当額が加算されています。